

社会保険労務士法人リーガルネットワークスが毎月発信するニュースレターです。

◆2022年10月1日より、 産後パパ育休制度、育児休業の分割取得が施行されます。

産後パパ育休制度・育児休業の分割取得のポイント

新たに創設される「産後パパ育休（出生時育児休業）」は、通常の育児休業とは別の制度で、男性版産休といわれています。産後パパ育休は、**原則休業の2週間前までに申し出ること**で、**出生後8週間以内に4週間までの休暇を取得できます**。なお、初めにまとめて申し出れば、分割して2回取得することも可能です。

また現行の育児休業では、原則分割して取得することはできませんが、今回の改正により、**子が1歳になるまでの育児休業を分割して2回取得することが可能となります**。

1歳以降の育児休業の延長では、育児休業開始日は1歳、1歳半の時点に限定されていましたが、改正後は**育児休業開始日を柔軟に設定でき**、これまでは1歳以降の再取得ができませんでしたが、特別な事情がある場合に限り再取得可能となります。

今回の改正により、育児休業を分割して短期間で取得や、夫婦間で取得時期をずらして育休を交代するなど柔軟に働き方、休み方の実現が期待されます。

	産後パパ育休(R4.10.1～) 育休とは別に取得可能	育児休業制度 (R4.10.1～)	育児休業制度 (現行)
対象期間 取得可能日数	子の出生後8週間以内に 4週間まで取得可能	原則子が1歳 (最長2歳)まで	原則子が1歳 (最長2歳)まで
申出期限	原則休業の2週間前まで*1	原則1か月前まで	原則1か月前まで
分割取得	分割して2回取得可能 (初めにまとめて申し出ることが必要)	分割して2回取得可能 (取得の際にそれぞれ申出)	原則分割不可
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、 労働者が合意した範囲*2で休業中に就業 することが可能	原則就業不可	原則就業不可
1歳以降の延長		育児開始日を柔軟化	育児開始日は1歳、 1歳半の時点に限定
1歳以降の再取得		特別な事情がある場合 に限り再取得可能*3	再取得不可

参考 URL：厚生労働省「育児・介護休業法 改正ポイントのご案内」
<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000789715.pdf>

育児休業給付金の変更点について

2022年10月から育児休業の分割取得にあわせて、1歳未満の子について、**原則2回の育児休業まで育児休業給付金を受けられるようになり**、育児休業を延長する場合、**1歳～1歳6ヶ月と1歳6ヶ月～2歳の各期間において夫婦それぞれ1回に限り育児休業給付金を受けられます**。

また産後パパ育休の新設に伴い、**出生時育児休業給付金**が運用され、支給要件については以下の通りになります。

- ・休業開始日前2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある（ない場合は就業している時間数が80時間以上の）完全月が12か月以上あること。
- ・休業期間中の就業日数が、最大10日（10日を超える場合は就業している時間数が80時間）以下であること。

このように育児休業給付金制度についても、今回の育児・介護休業法の改正に伴い、2022年10月から変更点が多数生じていますので、対象者の抜け漏れがないか等、チェックが必要となります。

関連 URL：
厚生労働省「令和4年10月1日から育児休業給付制度が変わります。」
<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000838696.pdf>

7月の労務スケジュール

～7/11 労働保険の年度更新手続き
～7/11 算定基礎届手続き

トピックス

◇産後パパ育休制度、育児休業の分割取得が施行されます。

◇今月の労務スケジュール

社会保険労務士法人
リーガルネットワークス

〒160-0022
東京都新宿区新宿
1-34-13
第一貝塚ビル302号

TEL：
03-6709-8919



編集担当：奥田
編集責任者：勝山